

一同百俵有餘ハ、二月三日ヨリ同六日迄、

一御奉公不勤百俵以下、二月七日ヨリ九日迄、

一同百俵有餘ハ、二月十日ヨリ同十二日迄、

一御役料ハ、貳百俵有餘以上以下共、二月十三日ヨリ同十八日迄、

右日限之通、吉岡榮之助垣屋義助裏判取之、米金受取儀ハ、二月三日ヨリ三月晦日迄可限之、但米金受取方ノ儀モ、右箇條ニ準ジ可相心得、直段之儀ハ、百俵ニ付七拾兩ノ積タルベキ事、

渡方

〔明良帶錄續篇〕御藏奉行○註

御勘定奉行支配にて、淺草御藏ノ米穀渡方、三季御切米之節、渡方を司る、御役料二百俵にて、手代并藏番小揚の物等を指揮す、○中

御切米手形改○註

御勘定奉行支配にて、手代八人づ、淺草御役宅に有三季御切米手形案文押切て、引付直御證文、頭支配有之分ハ、新規御役被仰付節ハ、小普請組頭え昇り、夫々經昇して佐渡奉行に昇る、諸向より至るもの也、

○按ズルニ、切米手形改ハ、或ハ書替奉行ト云フ、事ハ官位部徳川氏職員切米手形改篇ニ在リ、宜シク參看スベシ、

〔淺草米廩舊例〕書替三季五段手形渡し日

以下二月十二日但御張紙書替日割之仕廻 以上同十六日 不勤以下同十九日 同以上同廿

二日 御役料廿四日

○按ズルニ、以上以下トハ、百俵以上以下ヲ謂フ、

〔札差業要集中〕御藏米渡リ方休日